

奥出雲町教育魅力化協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本協議会は、奥出雲町教育魅力化協議会と称す。

(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、島根県仁多郡奥出雲町横田1037番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協議会は、18歳時の目指す子ども像を明確にし、幼児期から18歳までの系統的な教育活動の実践を行い、学校・家庭・地域の連携を図りながら、奥出雲町らしい教育を一層充実させることにより、奥出雲町の教育の魅力化を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育魅力化の推進のための方策と実践化について協議すること。
- (2) 教育魅力化の取組に係る連絡・調整に関すること。
- (3) 教育魅力化の取組の継続的・安定的な実施のための体制整備に関すること。
- (4) 教育魅力化の取組の評価に関すること。
- (5) 教育魅力化統括プロデューサーの配置に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

第3章 委 員

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、委員20名以内をもって構成する。

- (1) 幼稚園関係者
- (2) 小中学校関係者
- (3) 横田高校関係者

- (4) 社会教育関係者
- (5) 幼稚園、小中学校、横田高校の保護者代表者
- (6) 地元企業関係者
- (7) 地元住民代表者
- (8) 教育委員会・行政関係者
- (9) その他会長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後でも後任者就任するまでは、なおその職務を行う。

第4章 役員及び事務局員

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 本協議会に、顧問を置くことができる。

3 本協議会は、部会等の必要な組織を置くことができ、委員が所属すると共に、別途、部員をおくことができる。

(役員を選任)

第7条 役員を選任方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は、教育長又は教育長の指名するものをもってあてる。
- (2) 副会長及び監事は、互選により選出する。
- (3) 顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (4) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、会計を監査する。

(4) 顧問は、協議会運営に関して要請に応じて助言を行う。

(事務局員)

第9条 本協議会に事務局員を置く。

2 事務局員は、会長が任免する。

第5章 会 議

(会議の種類)

第10条 本協議会の会議に、総会および推進会議を置き、会長が招集する。

2 総会の議事は、委員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、止むを得ぬ事情で出席できない場合は、出席者に委任し議決権を委ねることができる。

3 議決は出席者の過半数をもって決する。

4 会議の議長は、会長があたる。

(総会)

第11条 総会は委員をもって組織し、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて会長が招集し臨時に開催することができる。

2 総会は次の事項を審議し議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の変更に関すること。

(4) 規約の改廃に関すること。

(5) その他重要な事項

(推進会議)

第12条 推進会議は委員をもって組織し、随時開催する。

2 推進会議は次の事項を評議する。

(1) 事業の中間評価、方策に関すること。

(2) 総会から委任された事項。

(3) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

第6章 会 計

(会計)

第13条 本協議会に要する経費は、事業などによる収入、補助金、寄付金、その

他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 補 則

(専決処分)

第15条 会長は、事業および財務について、総会を招集するいとまがないと認めるときは、総会で議決すべき案件を専決処分することができる。

2 前項の処理については、会長は次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(守秘義務)

第16条 委員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の円滑な運営を図るために必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則 (平成30年 7月 5日)

1 この規約は、平成30年 7月 5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 最初に招集すべき会議は、第10条の規定に関わらず、教育長が招集する。

3 この規約を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。